

計画変更時の手続きの流れ

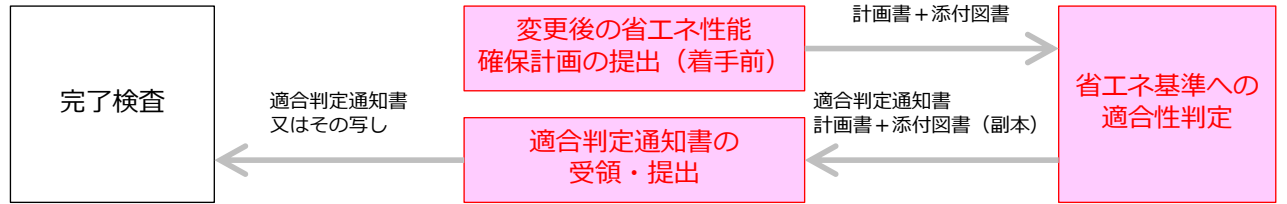
- 建築主は、適合性判定を受けた計画の変更（軽微な変更を除く。）を行った場合には、当該工事着手前に変更後の計画を所管行政庁又は登録省エネ判定機関に提出。
- 変更内容が省エネに関する事項のみの場合は、変更後の計画に係る確認申請は不要。

<建築主事又は
指定確認検査機関>

<建築主>

<所管行政庁又は
登録省エネ判定機関>

軽微な変更以外の変更の場合



軽微な変更の場合

- 次のA～Cの変更を「軽微な変更」とする。
A 省エネ性能が向上する変更 B 一定範囲内で省エネ性能が低下する変更 C 根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更
- A・Bの変更の場合、完了検査申請時に軽微な変更説明書を添付
- Cの変更の場合、以下の手続

